⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数に応じて下表に掲げる額とする。

最大日数	普通車	最大日数	普通車
２日間	5,000円	９日間	12,000円
３日間	6,000円	10日間	13,000円
４日間	7,000円	11日間	14,000円
５日間	8,000円	12日間	15,000円
６日間	9,000円	13日間	15,500円
７日間	10,000円	14日間	16,000円
８日間	11,000円		

⑶　実施する期間

平成25年４月１日から平成25年11月14日まで。

⑷　適用インターチェンジ

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから八日市インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の東京インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから小矢部砺波ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから三ケ日ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び豊田東ジャンクションから東海インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中部横断自動車道の双葉ジャンクションから増穂インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、北陸自動車道の米原ジャンクションから朝日インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、本郷インターチェンジ及び名古屋インターチェンジ、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢西・伊勢インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから四日市ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道１号（新湘南バイパス）の茅ヶ崎海岸インターチェンジから藤沢インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道302号（伊勢湾岸道路）の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び大垣西インターチェンジ、一般国道１号（西湘バイパス）、一般国道138号（東富士五湖道路）、一般国道271号（小田原厚木道路）、一般国道16号（八王子バイパス）並びに一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））。ただし、近畿自動車道尾鷲多気線の紀勢大内山インターチェンジから紀伊長島インターチェンジ、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジ若しくは海老名インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの間が供用した場合は、当該供用した区間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成25年第３号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 25 年３月 22 日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二

記

２⑶タ㈠③中「平成24年３月24日（土）」を「平成25年３月23日（土）」に、「平成24年11月30日（金）」を「平成25年11月30日（土）」に改める。

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成25年１月22日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　坪井　　護

２．住所　埼玉県さいたま市中央区上峰３丁目６番５号202

平成 25 年３月 22 日

東京都千代田区永田町２丁目14番３号東急不動産赤坂ビル10階

パノラマ・ホテルズ厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年３月 22 日　　埼玉県教育委員会

１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

竹内　重徳、静岡県、埼玉県教育委員会

⑴　小学校教諭１種免許状

⑵　中学校教諭１種免許状（数学）

⑶　高等学校教諭１種免許状（数学）

⑷　幼稚園教諭２種免許状

２　失効の年月日　平成25年２月22日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第１号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年３月 22 日　　富山県教育委員会

１　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名

幼稚園教諭二種免許状、富山県教育委員会、富山県、岩田　　健

２　失効年月日　平成24年10月26日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から70歳位の男性、身長172㎝位、体格中肉、緑色ジャンパー、白色作業着、青色ティーシャツ、白色作業ズボン、白と黒のトランクス着用、所持金品は、持金33,300円、黒色二つ折り財布１個、緑色リュック１個、黒色カーディガン１個、黒色長ズボン１個、白色タオル１枚、髭剃り１個を所持

上記の者は平成24年11月３日、長瀞町大字長瀞2090番地付近宝登山山頂から東方向に700ｍ東側斜面で、木の枝にロープを掛けて首を吊っている状態で死亡しているところを発見される。

遺体は火葬に付し、遺骨は長瀞町無縁墓地に保管してあります。

心当たりの方は、長瀞町健康福祉課まで申し出てください。

平成 25 年３月 22 日

埼玉県　　秩父郡長瀞町長　大澤　芳夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳から60歳（推定）の男性、身長156センチ位、体格不詳、所持金1,150円、所持品は黒色革製財布１個、黒色革製小銭入れ１個、カメラ（アサヒペンタックス）１台、腕時計（アルバ製、丸型、黒色バンド付き）１個、着衣は黒色ジャンパー、白色長袖トレーナー、紺色ジーパン、灰色股引、白色ブリーフ、白色靴下、黒色スニーカー

上記の者は、平成24年８月17日午後１時30分頃、神奈川県横須賀市長瀬１丁目無番地東部漁業協同組合浦賀久比里支所斜路において、横須賀市舟倉１丁目14番先付近平作川に係留されていたヨットの解体作業中ヨット内で死亡しているのを発見されました。死因は不詳で、死亡日時は平成24年２月頃と推定されます。

遺体は火葬に付し遺骨は当市で保管してあります。心当たりの方は当市福祉部生活福祉課にお申し出ください。

平成 25 年３月 22 日

神奈川県　　横須賀市長　吉田　雄人